

2018年10月15日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 江田 憲治

団体交渉申入

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。早急にご準備いただきますよう、お願いいたします。また、交渉日までに団体交渉前に文書回答をご提示いただきますよう要請いたします。

なお、要求項目の構成につきましては、別紙1の「京都大学職員組合2018年度 団体交渉申入予定要求事項」をご参照ください。今回申し入れの要求事項の趣旨につきましては別紙2をご参照いただき、要求趣旨に沿ったご回答をお願いします。

1- 雇用安定化にかかる要求

- 1-1. 5年雇止め制度を撤廃すること。
- 1-2. 時間雇用教職員に比べ割高な費用を要する派遣職員の採用を縮小し、その縮小相当の費用を時間雇用教職員の5年を超える雇用継続や事務職員(特定業務)の増員に充てる方針を打ち出すこと。
- 1-3. 例外措置の取扱方針が2010年2月の理事通知より変更(厳格化)されていないことを改めて学内に通知すること。
- 1-4. 例外措置について、時間雇用教職員の雇用安定に資する全学共通の基準やガイドラインを示すこと

2- 賃金にかかる要求

- 2-1. 教員・職員共に賃金水準を近隣大手私立大学並みに引き上げること。
- 2-2. 最低限、今期の人事院勧告の給与改善を早急に実施し、それ以上の改善を図ること。

3- 職種・雇用形態別の要求

3-1. 教員の要求

- (1) 政府が示す「国立大学における人事・給与マネジメント改革」による教員の年俸制移行を行わないこと。